幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

　（あて先）

　　 寝屋川市長

住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１７条第１項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 目　的 | | ※ 園則や運営規程で定めている施設の目的を記入する。 | | | | | | | | | | | | | |
| 名　称 | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 最寄駅 | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 | | | | | | | | FAX番号 | | | | | |
| 園長となるべき者の氏名 | | | | |  | | | | | | | | | | |
| 開設の時期 | | | | | 年　　　月　　　日 | | | | | | | | | | |
| 定員  区分 | 保育を必要とする園児に係る利用定員 | | | | 小計 | | 満３歳未満**（３号）** | | | | | | 満３歳以上**（２号）** | | |
|  | |  | | | | | |  | | |
| ０歳児 | | １歳児 | | | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 |
|  | |  | | |  |  |  |  |
| 保育を必要とする園児以外の園児に係る  利用定員 | | | | 小計 | | 満３歳未満 | | | | | | 満３歳以上**（１号）** | | |
|  | |  | | | | | |  | | |
| ０歳児 | | １歳児 | | | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 |
|  | |  | | |  |  |  |  |
| 利用定員の合計 | | | | 合計 | | 満３歳未満 | | | | | | 満３歳以上 | | |
|  | |  | | | | | |  | | |
| ０歳児 | | １歳児 | | | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 |
|  | |  | | |  |  |  |  |
| 開園日数、  開園時間等 | | | 年間開園日数 | | |  | | 日　※ 令和３年度の開園日数を記入する。 | | | | | | | |
| 開園時間等  （平日） | | | 開園時間 | | | | **７**時**３０**分　～　**１８**時**３０**分（**１１**時間） | | | | | |
| 教育時間 | | | | **９**時**００**分　～　**１４**時**００**分（**５**時間） | | | | | |
| 保育短時間 | | | | **９**時**００**分　～　**１７**時**００**分（**８**時間） | | | | | |
| 保育標準時間 | | | | **７**時**３０**分　～　**１８**時**３０**分（**１１**時間） | | | | | |
| 開園時間等  （土曜日） | | | 開園時間 | | | | **７**時**３０**分　～　**１８**時**３０**分（**１１**時間） | | | | | |
| 教育時間 | | | | 時　　分　～　　　時　　分（　　**０**時間） | | | | | |
| 保育短時間 | | | | **９**時**００**分　～　**１７**時**００**分（**８**時間） | | | | | |
| 保育標準時間 | | | | **７**時**３０**分　～　**１８**時**３０**分（**１１**時間） | | | | | |
| 教育週数 | | |  | | 週 | | | | | | | |
| 長期休業日 | | | 夏　： | | 月　　　日　～　　　　月　　　日 | | | | | | | |
| 冬　： | | 月　　　日　～　　　　月　　　日 | | | | | | | |
| 春　： | | 月　　　日　～　　　　月　　　日 | | | | | | | |
| 幼稚園型  一時預かり事業  の実施  **※１号を設定している園のみ** | | | ■有　　□無 | | | | | | | | | | | | |
| （有の場合） | | | 平日 | | | | 時分　～　時分（　　時間） | | | | | |
| 土曜日 | | | | 時　　分　～　　　時　　分（　　時間） | | | | | |
| 日曜日・祝日 | | | | 時　　分　～　　　時　　分（　　時間） | | | | | |
| 長期休業日 | | | | 時　　分　～　　　時　　分（　　時間） | | | | | |
| 延長保育の実施 | | | ■有　　□無 | | | | | | | | | | | | |
| （有の場合） | | | | | | | ＜保育標準時間＞  朝：**７**時**００**分～**７**時**３０**分（**０，５**時間）  夕：**１８**時**３０**分～**２０**時**００**分（**１，５**時間）  ＜保育短時間＞  朝**：7**時**00**分～**9**時**00**分（**2**時間）  夕：**17**時**00**分～**20**時**00**分（**3**時間） | | | | | |
| 休日保育の実施 | | | □有　　□無 | | | | | | | | | | | | |
| （有の場合） | | | | | | | 時　　分　～　　　時　　分（　　時間） | | | | | |
| 園地・園舎その他設備の規模及び構造 | | | 敷地面積 | | | ㎡ | | | | | | | | | |
| （自己所有地　　　　　　　㎡、借地　　　　　　　㎡） | | | | | | | | | |
| 園舎 | 構造 | | 造　　　　　階  （地上　　　　階、地下　　　　階） | | | | | | | | | |
| 面積 | | ㎡ | | | | | （延床面積　　　　　　　　㎡） | | | | |
| 園庭面積 | | | ㎡ | | | | | （うち自己所有地　　　　　　　　㎡） | | | | |
| 子育て支援事業  （該当するものに○をつけること。） | | |  | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第２条第１号に掲げる事業 | | | | | | | | | | | |
|  | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第２条第２号に掲げる事業 | | | | | | | | | | | |
|  | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第２条第３号に掲げる事業 | | | | | | | | | | | |
|  | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第２条第４号に掲げる事業 | | | | | | | | | | | |
|  | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第２条第５号に掲げる事業 | | | | | | | | | | | |

添付書類

（１）　組織計画書（別添１）

（２）　子育て支援事業計画書（別添２）

（３）　職員配置及び学級編制計画書（別添３）

（４）　園長となるべき者の履歴書（別添４）

（５）　園舎等及び園庭の配置表（別添５）

（６）　食事の提供計画書（別添６）

（７）　研修計画書（別添７）

（８）　情報開示計画書（別添８）

（９）　選考方法等計画書（別添９）

（１０）　園児の健康及び安全確保計画書（別添１０）

（１１）　運営状況の点検又は評価等計画書（別添１１）

（１２）　設置者についての確認書（別添１２）

（１３）　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１７条第２項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書（別添１３）（申請者が法人の場合）

（１４）　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１７条第２項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書（別添１４）（申請者が個人の場合）

（１５）　幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく全体的な計画

（１６）　幼保連携型認定こども園の運営に関する規定（園則）

（１７）　法人の定款、寄付行為又はこれらに準ずるもの及び登録事項証明書（申請者が法人の場合）

（１８）　住民票の写し（申請者が個人の場合）

（１９）　経費の見積り及び維持方法を記載した書類

参考

※　子育て支援事業において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第２条各号に掲げる事業は次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 第１号 | 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 |
| 第２号 | 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 |
| 第３号 | 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業 |
| 第４号 | 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業 |
| 第５号 | 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業 |

※　添付書類（１６）　については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第１６条各号に掲げる事項を記載した園則を添付するとともに、参考として、子ども・子育て支援法施行規則第２９条第９号に規定する運営規程を添付すること。

※　添付書類（１７）のうちの登記事項証明書については、履歴事項全部証明書を添付すること。

※　添付書類（１９）については、直近３年の決算書及び事業開始年度の予算書を添付すること。

※　参考として、申請者が法人の場合については、法人として幼保連携型認定こども園を設置することを意思決定したもの（理事会の議事録等）を添付すること。

※　参考として、子ども・子育て支援法第５９条各号に掲げる地域子ども・子育て支援事業のうち、次の事業について、市町村から補助あるいは委託を受けている、または受ける予定のものに○をつけること。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 利用者支援事業 |
|  | 延長保育事業 |
|  | 一般型一時預かり事業 |
|  | 幼稚園型一時預かり事業 |
|  | 余裕活用型一時預かり事業 |
|  | 地域子育て支援拠点事業 |
|  | 病児保育事業 |

（別添１）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園の名称 |  |

組　織　計　画　書

|  |
| --- |
| （認定こども園の類型）　幼保連携型認定こども園 |
| （認定こども園の教育、保育及び子育て支援の連携の考え方）  ※　幼保連携型認定こども園においては、幼稚園における教育課程、保育所における保育課程に当たるものとして、「全体的な計画」を作成する必要がある。  　　 この全体的な計画の中で定める「教育及び保育の目標」を踏まえた実施体制について記入する。  　 例）　全体的な計画で定める‥という目標のもと、５歳児○学級、４歳児○学級、‥という組織で運営する。  また、認定こども園においては、子育て支援事業の実施が必須となっている。この子育て支援事業と園則で定める「保護者に対する子育て支援の内容に関する事項」及び実施する地域子ども・子育て支援事業（いわゆる１３事業）等の連携等についても記入する。 |
| （全職員の配置計画）  ※　記入例）　園長○名、主幹保育教諭○名、保育教諭○名、調理員○名、学校医○名、‥、合計○名  　この合計と、添付する「全職員の名簿」の職員数を一致させること。  なお、添付書類の「全職員の名簿」は、パート・アルバイトの職員、バスの運転手、学校医、学校歯科医、学校薬剤師も含んだ全職員の名簿とすること。 |
| （組織計画に当たって留意した事項）  ※　幼稚園から移行する場合は、新たに設ける２号認定又は３号認定の園児を受け入れるに当たって留意した事項を記入する。  　　　保育所から移行する場合は、新たに設ける１号認定の園児を受け入れるに当たって留意した事項を記入する。  　　　また、実施する子育て支援事業に専任化する主幹保育教諭が、子育て支援事業に専任化できるために留意した事項があれば記入する。 |

※　組織図及び全職員の名簿を添付すること。

（別添２）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園の名称 |  |

子育て支援事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 事業概要 | （内容）  ※　第１号（つどいの広場）は地域子育て支援拠点事業、第２号（子育て相談）を利用者支援事業の利用者支援、第３号（一時預かり）は一般型又は余裕活用型の一時預かり事業、第４号はファミリーサポートセンター事業、第５号は利用者支援事業の地域連携を踏まえ実施すること。 |
| （工夫した点）  ※　地域の子育て支援に実績のある民間の団体又は個人との連携、相談者のプライバシーの確保など、子育て支援事業を実施するに当たって、工夫したことを記入する。 |
| （対象）  **※**　記入例）　地域の子育て家庭 |
| （実施日及び実施時間）  ※　第１号（つどいの広場）又は第２号（子育て相談）を実施する場合は、週に１回以上実施**すること。** |
| （従事する職員）  ※　記入例）　主幹保育教諭○名及び地域の子育てボランティア  　　　　　　　　　主幹保育教諭　氏名　○○　○○、○○　○○ |
| （利用する施設）  ※　第１号（つどいの広場）を実施する場合は、１０組以上の子どもと保護者が利用可能なスペースが確保されていること。 |
| （利用料）  ※　公定価格において、主幹保育教諭が子育て支援に専任化できるよう基本分単価を設定しているため、この範囲内の経費で実施する場合は、利用料を無料にすること。 |

※　選択した子育て支援事業ごとに作成すること。

（別添３）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園の名称 |  |

職員配置及び学級編制計画書

１　職員の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 職 名 | 氏　名 | 年齢 | 資格の種類 | 専任・兼任の別 | 常勤・非常勤の別 | 備　考 |
| 1 | 園長 |  |  |  | 専任 | 常勤 |  |
| 2 | 副園長 |  |  | **保育士・幼稚園教諭** | 〃 | 〃 |  |
| 3 | 主幹保育教諭 |  |  | 〃 | 〃 | 〃 |  |
| 4 | 保育教諭 |  |  | 〃 | 〃 | 〃 |  |
| 5 | 保育教諭 |  |  | 保育士 | 〃 | 非常勤 | 配置基準対象 |
| 6 | 保育教諭 |  |  | **保育士・幼稚園教諭** | 〃 | 〃 |  |
| 7 | 調理員 |  |  |  | 〃 | 常勤 |  |
| 8 | 学校医 |  |  | 医師 | 兼任 | 非常勤 |  |
| 9 | 学校歯科医 |  |  | 歯科医師 | 兼任 | 非常勤 |  |
| 10 | 学校薬剤師 |  |  | 薬剤師 | 兼任 | 非常勤 |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  | 記入例は上記のとおり。  教育・保育に従事する職員及び調理員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師について記入する。  教育・保育に従事する職員は、常勤、非常勤を問わず、保育士資格、幼稚園教諭免許を持つ職員すべて（職員配置基準の対象となる看護師も含む。）を記入する。  栄養士を調理員としている場合は、職名を「調理員（栄養士）」として記入する。  教育・保育に従事する職員以外の職員は、履歴書は不要 |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |

※　採用予定の職員も記入すること。また、非常勤職員については、所定労働時間等が明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写しを添付すること。

※　資格を証明する資料を添付すること。

※職員配置の特例について、適用しているものにチェックを入れること。

　 □朝夕の職員配置の要件緩和（附則７）

　 □小学校教諭、養護教諭の活用（附則８）

　 □知事が認める者の活用（必要職員数を超えて配置する場合のみ）（附則９）

（参考）

※　教育及び保育に従事する職員のうち、職員配置基準の対象となる非常勤職員及び特例を適用して配置する職員については、「備考」欄に「配置基準対象」と記入すること。

※　資格を証明する資料について、教育及び保育に従事する職員については、履歴書（標準例として示しているもの）及び幼稚園教諭免許状、保育士証等の写しを添付し、学校医、学校歯科医、学校薬剤師については、医師免許証等の写しを添付すること。

２　職員配置

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 基準上必要な  職員数 | | 配置職員数 | |  |  | |  |  | |  |  | |
| 常勤職員数 | | | 非常勤職員数 | | | | | |
| 常勤換算した数 | | | 対象職員数 | | |
|  | 人 |  | 人 |  | | 人 |  | | 人 |  | | 人 |

※　配置職員ローテーション表（時間ごとの職員配置が分かるもの）を添付すること。

　　　※　参考として、非常勤職員を職員配置に含む場合については、常勤換算した計算内容が分かるものを添付すること。

配置職員数　＝　常勤職員数　＋　常勤換算した数

注）　「常勤職員数」欄は、園長、子育て支援に専任化する主幹保育教諭を除いた常勤職員数とすること。

※実際に子どもを見る職員を数えること。

「１職員の状況」の「備考」欄で「配置基準対象」と記入した非常勤職員数の合計

３　学級編制

　（１）０歳児から２歳児

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 学級名（歳児） | 学級定員 | 学級実員 | 担当保育教諭名 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

　（２）３歳児から５歳児

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 学級名（歳児） | 学級定員 | 学級実員 | 学級担任名 | その他職員名 |
| 1 | さくら組（３歳児） | 25 | 25 | ○○　○○ | ○○　○○ |
| 2 |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

※　各表とも記入欄が足りない場合は、この用紙をコピーして使用すること。

（履歴書の標準例）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園の名称 |  |

職員の履歴書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | | 年齢 |  | | 歳 |
| 氏　　名 |  | | （旧姓：　　　　　　　　） |
| 現住所 |  | | | 生年  月日 | 年　　月　　日 | | |
| 職　歴　等 | | | | | | | |
| 期　間 | | 勤務先等 | | 勤務内容 | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  | |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  | |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  | |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  | |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  | |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  | |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  | |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  | |  | | | |
| 最終学歴 | 年　　月 |  | | | | 卒業 | |
| 資　格　等 | | | | | | | |
| 資格の種類 | | 資格取得年月 | | 資格番号等 | | | |
| 保育士 | | 年　　　月 | |  | | | |
| 幼稚園教諭（一種、二種） | | 年　　　月  有効期間の満了の日  　　　年　　　月　　　日 | |  | | | |
|  | | 年　　　月 | |  | | | |
|  | | 年　　　月 | |  | | | |



**資格番号等に記載**

**資格取得年月に記載**

〇**職員配置の計算方法等**

（１）「基準上必要な職員数」の計算方法　（公定価格FAQの№８より）

＜算式＞

｛４歳以上児数×１／３０（小数点第１位まで計算(小数点第２位以下切り捨て)｝＋

｛３歳児数×１／２０(〃)｝＋

｛１、２歳児数×１／６(〃)｝＋

｛乳児数×１／３(〃))｝＝

必要教育・保育従事者数(小数点第１位を四捨五入)

「３歳児数」において、１号認定の満３歳児を含む。「１、２歳児数」において、１号認定の満３歳児を除く。

子どもの年齢は年度の初日の前日における満年齢。認定こども園の場合は施設全体（１号～３号）の子どもの数を基に計算

＜計算例＞

５歳児：３５人＋４歳児：３５人　÷３０人　＝　７０人　÷３０人　＝２，３人

３歳児：２５人　÷２０人　＝　１，２人

２歳児：１７人＋１歳児：１２人　÷６人　　＝　２９人　÷６人　＝４，８人

０歳児：６人　　÷３人　　＝　２，０人

合計　　　　　　　　　　　　＝　１０，３人　　　⇒必要配置職員　１０人

（２）　「基準の対象となる非常勤職員」とは　（公定価格FAQの№９より）

＜対象となる職員＞

①短時間勤務（１日６時間未満又は月２０日未満勤務）の教育・保育従事者

　次の条件の全てを満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てることができます。

　・　学級担任は原則常勤専任であること

　・　常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに１名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が２名以上の場合は、１名以上ではなく２名以上）配置されていること

　・　常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること

②１日６時間以上かつ月２０日以上勤務する教育・保育従事者

　　　　各施設・事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務する者についても①と同様に取り扱うこととします。

＜常勤換算＞

①・②の従事者を配置基準等の定数の一部に充てる場合は、以下の通り、常勤職員数に換算することとします。

＜常勤換算値を算出するための算式＞

短時間勤務の教育・保育に従事する者及び常勤の教育・保育に従事する者以外の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計　÷　各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の１か月の勤務時間数　＝　常勤換算値

＜計算例＞

・園の就業規則：８時間/日　×２０日　＝１６０時間/月

・非常勤×３名　（Aさん：５時間/日×１２日　、Ｂさん：６時間/日×２０日　、Ｃさん：８時間/日×２０日）の場合、

・それぞれの１ヶ月あたりの就労時間

Ａさん：５時間/日×１２日　＝６０時間/月

Ｂさん：６時間/日×２０日　＝１２０時間/月

Ｃさん：８時間/日×２０日　＝１６０時間/月

合計　　　　　　　　　　　　　　　３４０時間/月

３４０時間/月　（３人の合計）　÷　１６０時間/月　（就業規則）　＝　２，１２５人

⇒常勤換算２，１人

**※別添３に係る添付資料**

○３歳児の学級編成を「３５人以下」とする場合

１学級２５人を超えてしまう理由を明記した書類が必要（設置者名、公印付き）。

理由としては、下記のいずれか（審査基準第２参照）しか認められない。

１、園舎の都合により、保育室を分けて増設することが困難であること（部屋がない等）

２、年度当初の学級編成時から園児数が増え、少人数の学級編成が困難であること

３、待機児童解消の目的である事（市町村計画で供給不足であることが前提）

○資格を併有していない者を保育教諭とする場合

資格取得予定が分かる資料が必要。

・氏名

・取得予定資格

・資格取得予定年月日

の一覧を添えて提出すること。

○副園長or教頭を、同等の資格を有すると認める場合

第一種幼稚園教諭＋保育士資格を持っておらず、設置者により同等の資格があると認められることで、

副園長or教頭になる場合、資格証明書が必要。

次ページの「園長の資格証明書」と同じ内容の書類が必要。

※参考　「園長、副園長、教頭」を設定する際のパターン

１、第一種幼稚園免許＋保育士資格の両方を所持し、幼稚園・保育所等で５年以上従事している

２、上記資格・免許を持っていない（片方しか持っていないor両方持っていない）が、設置者が同等の資格を有すると認める場合

※どちらも移行特例ではありません。

（別添４）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園の名称 |  |

年　　月　　日現在

園長となるべき者の履歴書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | | 年齢 |  | | 歳 |
| 氏　　名 |  | | （旧姓：　　　　　　　　） |
| 現住所 |  | | | 生年  月日 | 年　　月　　日 | | |
| 現　職 |  | | | 設置者  との  関係 |  | | |
| 職　歴　等 | | | | | | | |
| 期　間 | | 勤務先等 | | 勤務内容 | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  | |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  | |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  | |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  | |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  | |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  | |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  | |  | | | |
| 最終学歴 | 年　　月 |  | | | | 卒業 | |
| 資　格　等 | | | | | | | |
| 資格の種類 | | 資格取得年月 | | 資格番号等 | | | |
| 保育士 | | 年　　　月 | |  | | | |
| 幼稚園教諭（一種、二種） | | 年　　　月  有効期間の満了の日  　　　年　　　月　　　日 | |  | | | |
|  | | 年　　　月 | |  | | | |
|  | | 年　　　月 | |  | | | |

※　園長の資格を証明する資料を添付すること。

（別添５）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園の名称 |  |

園舎等及び園庭の配置表

１　園舎等及び園庭の配置

|  |
| --- |
| （園庭での安全確保）  認定こども園の所在地　　　○○市‥　　園庭の所在地　　○○市‥  　認定こども園と園庭の距離　　○○メートル  ※　園庭における不審者等への対応についても記入する。 |
| （園児の移動時の安全確保）  ※　施設から園庭までの移動の際に行う園児の安全確保対策を記入する。 |
| （利用時間の日常的な確保）  ※　どの時間帯であっても自由に使用することができるかどうかについて記入する。 |
| （教育及び保育の適切な提供の確保）  ※　例）　児童公園であり、自由に利用できることから、教育・保育の実施に当たっての支障はない。 |

　　　※　認定こども園を構成する園舎及び園庭が同一の敷地内にある場合は、空白で提出すること。

２　各室面積

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 園舎の延床面積 | | | | | | | | |
| 室　名 | 合計 | | １階 | | ２階 | | ３階以上 | |
| 室数 | 面積  （㎡） | 室数 | 面積  （㎡） | 室数 | 面積  （㎡） | 室数 | 面積  （㎡） |
| 保育室 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 遊戯室 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 乳児室又はほふく室 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 職員室 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 保健室 |  | ここの合計面積は、申請書で記載した「園舎全体の総延床面積」と一致させること。 |  |  |  |  |  |  |
| 調理室 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 便　所 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **園舎の面積**基準による必要な面積 | | | 学級数 |  | 面積（㎡） | |  | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **保育室等**の面積基準 | | | | | |
| 室名 | 園児の年齢 | | 面積（㎡） | 利用定員 | 園児１人当たり面積（㎡） |
| 保育室 | ３歳以上 | ５歳児 |  |  |  |
| ４歳児 |  |  |  |
| ３歳児 |  |  |  |
| ２歳 | ２歳児 |  |  |  |
| 乳児室又は  ほふく室 | ２歳未満 | １歳児 |  |  |  |
| ０歳児 |  |  |  |

※　参考として、保育室等の面積基準に関する以下の事項についても記載すること。

各室面積

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 室名 | 階数  （階） | 園児の区分 | 園児の年齢 | 利用  定員 | 面積（㎡） | 園児１人当たり  面積（㎡） |
| 乳児室・ほふく室 | 1階 | 3号 | 0歳児 | 6 | 30.00 | 5.00 |
| 保育室 | 2階 | 1・2号 | 3歳児 | 18 | 50.00 | 2.77 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **園庭**の面積基準 | | | | |
| 面積（㎡） | 利用定員  （２歳児以上） | | 園児１人当たり面積（㎡） | |
|  |  | |  | |
| 学級数に応じた必要面積 | 学級数 |  | 面積（㎡） |  |

※　参考として、園庭の面積基準に関する以下の事項についても記載すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 面積の内訳（㎡） | 自己所有 |  | 借地 |  | 代替地（公園等） | |  |
| 屋上の面積算入 | □有　　□無 | | 代替地（公園等）の面積算入 | | | □有　　□無 | |

※　園舎の面積基準は寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定め　る条例第３４条第６項に規定する園舎の面積に係る基準をいい、園庭の面積基準は同条第７項に規定する園庭の面積に係る基準をいう。

※　以下の書類を添付すること。

（１）　地図、敷地の平面図、写真、建物及び設備の平面図及び立面図

（２）　新築又は改築を伴う場合にあっては、建物（園舎）の検査済証の写し

（３）　土地及び建物（園舎）の登記簿謄本（登記事項全部証明書）

（４）　不動産の貸与等を受ける場合にあっては、無償の貸与若しくは使用許可を受けることを証明する書面の写し又は賃貸借契約書の写し

参考

※　（１）のうちの敷地の平面図については、有効園庭を明示の上、園庭面積を求積したもの（公園等の代替地を使用する園庭は除く。）であること。

※　（１）のうちの建物及び設備の平面図については、各室の用途及び面積が分かるものであること。

※　参考として、園舎の延床面積を確認する資料として、新築又は改築を伴わない場合であっても、建物（園舎）の検査済証の写しを添付すること。また、保育所から移行する場合で、園舎が２階建の場合は、建築基準法に基づく確認申請書の写しについても添付すること。

**（１）　「園舎の面積基準による必要面積」の計算方法　（条例第３４条第６項）**

　　学級数に応じた面積（下記①）　＋　満３歳未満の園児の数に応じた面積の合計（下記②）

①　学級数に応じた面積

|  |  |
| --- | --- |
| 学級数 | 面積（㎡） |
| １学級 | １８０ |
| ２学級以上 | ３２０　＋　（　学級数　－　２　）×１００ |

②　満３歳未満の園児の数に応じた面積

|  |  |
| --- | --- |
| 園児 | 面積（㎡） |
| ０歳児、１歳児 | 園児数　×　３．３ |
| ２歳児 | 園児数　×　１．９８ |

＜計算例＞

・３学級　　０歳児：６人　、１歳児：１２人　、２歳児：１７人　の場合、

1. 学級数に応じた面積

３２０＋（３学級―２）×１００　＝　３２０＋１００　＝　４２０㎡

1. 満３歳未満の園児の数に応じた面積

　（１２人＋６人）×３，３　＝　５９，４㎡

　　１７人×１，９８　＝　３３，６６㎡

　　５９，４㎡　＋　３３，６６㎡　＝　９３，０６㎡

①＋　②　＝　４２０㎡　＋　９３，０６㎡　＝　５１３，０６㎡

この基準により、園舎の総延床面積が①＋②の面積以上であることが必要であるが、移行特例により、既存の保育所から移行する場合は、この基準を適用しないことができる。

**（２）園庭の面積基準の計算方法　（条例第３４条第７項）**

　下記①と②のどちらか大きい方の面積　＋　下記③の面積

①　学級数に応じた面積

|  |  |
| --- | --- |
| 学級数 | 面積（㎡） |
| ２学級以下 | ３３０　＋　（　学級数　－　１　）×３０ |
| ３学級以上 | ４００　＋　（　学級数　－　３　）×８０ |

②　満３歳以上の園児の数に応じた面積

|  |  |
| --- | --- |
| 園児 | 面積（㎡） |
| ３～５歳児 | 園児数　×　３．３ |

③　2歳児の数に応じた面積

|  |  |
| --- | --- |
| 園児 | 面積（㎡） |
| ２歳児 | 園児数　×　３．３ |

＜計算例＞

・３学級　　２歳児：１７人　、３歳児：２５人　、４歳児：３５人　、５歳児：３５人　の場合、

①学級数に応じた面積：４００＋（３学級―３）×８０　＝　４００＋０　＝　４００㎡

②満３歳以上の園児の数に応じた面積：（２５人＋３５人＋３５人）×３，３　＝　９５×３，３　＝　３１３，５㎡

③１７人×３，３　＝　５６，１㎡

②よりも①　の方が大きいため、

①４００㎡　＋　③　５６，１㎡　＝　４５６，１㎡

既存の保育所から移行する場合で、①＋③の面積が②＋③の面積よりも大きく、現在の屋外遊戯場ではこの①＋③の面積を満たすことができない場合は、移行特例により、②＋③の面積を満たせばよい。

**（３）別添５に係る添付資料**

○３歳以上の園児の学級編成を、１つの保育室で行うことができず、２つの保育室等にまたがる場合

・理由書（なぜまたがってしまうのか）

・指導計画（１つの学級を、２つの部屋でどのように運営していくかが分かる資料。１日の流れ等）

○屋上を園庭の面積に算入する場合

審査基準の要件を満たしていることが分かる写真等が必要。写真を見て下記内容をチェック。

・園児の利用しやすい場所に便所、水飲み場が設置されていること。

・防災上、安全が確保されていること。（フェンス等の配慮）

**（４）屋上園庭の面積算入について**

1. 屋上と同じ階、あるいは屋上の下の階に３歳以上の園児の保育室がある場合、屋上の面積算入ＯＫ。

　　※この場合、３歳以上の園児の保育室を３階以上に設けることができる。（原則、３階以上は、満３歳以下の子どもの保育室を設けることとされている。）

1. 移行特例により、２歳児に係る園庭の面積についてのみ、屋上の面積算入ＯＫ。

※屋上と同じ階、あるいは屋上の下の階に３歳以上の園児の保育室がなくてもよい。

**（５）公園等の代替地の面積算入について**

１、移行特例により、２歳児に係る園庭の面積についてのみ、代替地の面積算入ＯＫ。（安全確保が必須）

（別添６）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園の名称 |  |

食事の提供計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 食事の提供方法 | 子ども・子育て支援法第１９条第１項第１号で規定する子ども | □自園調理　□外部委託　□外部搬入  □弁当持参　（週当たり弁当持参日：　　　日） |
| 子ども・子育て支援法第１９条第１項第２号で規定する子ども | □自園調理　□外部委託　□外部搬入 |
| 子ども・子育て支援法第１９条第１項第３号で規定する子ども | □自園調理　□外部委託 |
| 設　備 | □調理室　□調理設備 |
| 以下の項目は、外部搬入をする場合のみ記入すること。 | | |
| （外部搬入をする理由） | | |
| （園長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制） | | |
| （園長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る契約内容） | | |
| 外部搬入をするに当たって必要な要件の確保 | （栄養士による必要な配慮） | |
| （調理業務を適切に遂行できる受託業者） | |
| （園児の食事の内容、回数及び時機の適切な対応） | |
| （食育への取組） | |
| （加熱、保存等の調理機能を有する設備の内容及び当該設備で必要十分とする理由） | | |

※　調理業務を外部委託又は外部搬入する場合にあっては、調理業務受託者との契約書（案）を添付すること。

（参考）「認定こども園制度に関するＱ＆Ａについて」から　（「調理設備」に関するQ＆Aを抜粋）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質　問 | 回　答 |
| 44 | 給食の外部搬入を行う場合、「当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える」とされていますが、具体的にどのような設備が必要となりますか。 | 具体的にどのような設備が必要となるかは、個々の施設における外部搬入の具体的方法を踏まえて判断されるべきものです。体調不良の場合の対応や食育等の観点からは、最低限、冷蔵庫や一定の加熱器具、流し等の設備が必要と考えられますが、例えば配膳や再加熱が必要な場合には、そのための設備が必要です。なお、弁当を搬入するような場合であっても給食はその内容に応じて適切な温度で提供されることが必要であり、こうした対応が可能な事業者と契約することが求められます。 |
| 45 | 給食の外部搬入を行う場合の加熱設備については、電子レンジで差し支えありませんか。 | Q４４のとおり具体的にどのような設備が必要となるかは、個々の施設における外部搬入の具体的方法を踏まえて判断されるべきものです。加熱設備についても、一律にどの器具なら可ということではなく、温める、炒める、煮る、沸かすといった個々の施設に求められる調理機能に応じて判断されるべきものです。 |
| 46 | 給食の外部搬入を行う場合には、調理機能を有する設備を備えることとされていますが、専用の部屋が必要なのですか。また、この調理機能を有する設備を備える部屋は調理室に該当しますか。 | 給食を自園調理により提供する場合には、給食の対象となる子ども全員分の食事の調理が可能な設備が必要となりますが、外部搬入方式により提供する場合には、Q４４で示した一定の設備を備えることで足りるものです。こうした一定の設備を備える部屋については、必ずしも専用の部屋とする必要はありませんが、備える設備等に応じて衛生管理や防火といった面からの対応が求められる点に留意する必要があります。なお、児童福祉施設最低基準第３２条第８号ニの調理室に関する規定は、防火の観点から設けられているものであり、外部搬入を行う場合の一定の設備を備える部屋についても、火を使用する設備・器具が含まれる場合には、この規定を踏まえた対応が必要となります。 |

**〇「自園調理」「外部委託」「外部搬入」の違い**

自園調理＝自園の調理室を使う＋自園の職員が調理

外部委託＝自園の調理室を使う＋委託業者が調理

外部搬入＝委託業者が作った給食を搬入

（別添７）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園の名称 |  |

研修計画書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 研修（名称・内容） | 対象者 | 備考 |
| ４月 |  |  |  |
| ５月 |  |  |  |
| ６月 |  |  |  |
| ７月 |  |  |  |
| ８月 |  |  |  |
| ９月 |  |  |  |
| １０月 |  |  |  |
| １１月 |  |  |  |
| １２月 |  |  |  |
| １月 |  |  |  |
| ２月 |  |  |  |
| ３月 |  |  |  |

研修の機会を確保するために配慮する事項

|  |
| --- |
| ※　職員が研修を受けることができるように、職員配置のローテーション上で配慮したことなどを記入する。 |

（別添８）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園の名称 |  |

情報開示計画書

|  |
| --- |
| （情報開示の基本的な考え方）  ※　条例第４３条に基づいて記入すること。 |
| （情報開示計画（時期、場所、対象者、方法等））  ※　「時期」、「場所」、「対象者」、「方法」の４点について、必ず記入すること。 |
| （開示する情報（開示必須項目を除く。））  ※　下記の開示必須項目以外で開示する情報があれば記入すること。 |

　※　開示必須項目を含んだ、次の書面等を提出すること。

（１）利用者に交付する書面

（２）施設に掲示する書面又は備え置く冊子

（開示必須項目）

ア　認定こども園の類型

イ　開園日、休園日、開園時間、保育時間

ウ　定員及び実員

エ　施設設備の規模及び構造（園舎及び保育室等の面積、園庭の面積、調理室（調理機能を有する設備等）の有無）

オ　職員数（常勤及び非常勤の割合並びに資格の保有状況等を含む。）

カ　認定こども園を構成する施設の連携体制（施設及び職員）

キ　食事の提供方法並びに外部搬入を行う場合の委託先及び委託契約内容等

ク　子どもの健康及び安全の確保に関する事項

ケ　子育て支援事業の内容

コ　選択的サービス及び非選択的サービスの内容

サ　利用者から徴収する利用料の額

シ　入園する子どもの選考方法及び選考基準

ス　利用者との契約項目（滞納等の契約の解除事由を含む。）

セ　電話番号その他の連絡先

ソ　法人にあっては、その設立年月日

タ　法人にあっては、府内に所在する法人が設置する子ども・子育て支援法第７条第４項に規定する教育・保育施設及び法人が行う同条第５項に規定する地域型保育事業

チ　職員の労働時間、職員１人当たりの子ども・子育て支援法第６条第１項に規定する小学校就学前子どもの数等

ツ　職員の教育又は保育の業務に従事した経験年数等

テ　イ及びウに定めるもののほか、学級数その他の運営に関する方針

ト　幼保連携型認定こども園の利用手続

ナ　利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

ニ　教育及び保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項

ヌ　教育及び保育の提供内容に関する特色等

ネ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第４条第１項各号に掲げる事項

参考

※　上記開示必須項目は、子ども・子育て支援法施行規則第５０条第１項別表第１に掲げる項目について、具体的に示したものである。

別添「認定こども園認定・認可申請における園則、運営規程、情報開示の必須項目についての比較表」

を参照の上、開示項目をチェック。

（別添９）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園の名称 |  |

選考方法等計画書

|  |
| --- |
| （選考の基本的考え方） |
| （公正な選考のために配慮する点） |
| 【選考基準】 |
| 【選考方法】 |
| 【その他】 |
| （特別な配慮が必要な子どもの受入れについて配慮する点）  ※　条例第４６条１項に基づいて記入する。 |
| （上記各項目について市町村と連携を図る事項）  ※　条例第４６条２項に基づいて記入する。 |

※　子ども・子育て支援法第１９条第１項第１号に掲げる子どもの利用定員を設けない場合は、空白で提出すること。

（別添１０）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園の名称 |  |

園児の健康及び安全確保計画書

|  |
| --- |
| （園児の健康及び安全確保の考え方） |
| （疾病予防） |
| （防災） |
| （防犯） |
| （その他） |

※　保険加入証等の写しを添付すること。

　　　※　通園バスを保有する場合にあっては、通園バスの運行経路図（乗降場所及び乗降園児数を示したもの）

※　参考として、通園バスに関する以下の事項についても記載すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 通園バスの有無 | □有　　□無 | ３歳未満児の利用の有無 | □有　　□無 |

（別添１１）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園の名称 |  |

運営状況の点検又は評価等計画書

１　点検又は評価

|  |
| --- |
| （点検又は評価実施の基本的考え方） |
| （点検又は評価の実施体制） |
| （結果の公表の有無及び実施計画並びにそれらに関する考え方） |
| （その他（結果の活用方法等）） |

２　苦情解決

|  |
| --- |
| （苦情解決のために実施しようとする取組） |

（別添１２）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園の名称 |  |

設置者についての確認書

設置者の役員（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第５項第４号ニに規定する役員をいう。）又はその長

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 職　名 | 氏　名 | 年齢 | 職　業 | 住　所 |
| 1 |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |

参考

※　参考として、設置者の役員又はその長の履歴書（標準例として示しているもの）を添付すること。

（履歴書の標準例）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園の名称 |  |

設置者の役員又はその長の履歴書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | 年齢 |  | | 歳 |
| 氏　　名 |  | |
| 現住所 |  | | 生年  月日 | 年　　月　　日 | | |
| 現　職 |  | | 設置者との  関係 |  | | |
| 職　歴　等 | | | | | | |
| 期　間 | | 勤務先等 | 勤務内容 | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  |  | | | |
| 年　　月　～　　　　年　　月 | |  |  | | | |
| 最終学歴 | 年　　月 |  | | | 卒業 | |
| 資　格　等 | | | | | | |
| 資格の種類 | | 資格取得年月 | 資格番号等 | | | |
|  | | 年　　　月 |  | | | |
|  | | 年　　　月 |  | | | |
|  | | 年　　　月 |  | | | |
|  | | 年　　　月 |  | | | |

※　設置者の役員又はその長ごとに作成すること。

（別添１３）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第１７条第２項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書

年 月 日

寝屋川市長

　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　名　称

代表者の氏名　　　 　　　　 印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１７条第２項各号のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）

第１７条　（略）

２　（略）

（１） 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（２） 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（３） 申請者が、第２２条第１項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

（４） 申請者が、第２２条第１項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

（５） 申請者が、第１９条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第２２条第１項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

（６） 申請者が、認可の申請前５年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（７） 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第１号、第２号又は前号に該当する者

ハ 第２２条第１項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ニ 第４号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前６０日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して５年を経過しないもの

３－７　（略）

（別添１４）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第１７条第２項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書

年 月 日

寝屋川市長

住　所

氏　名　　　 　　　　 印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成２４年法律第６６号）附則第４条第２項の規定により読み替えて適用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１７条第２項各号のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）

第１７条　（略）

２　（略）

（１） 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（２） 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（３） 申請者が、第２２条第１項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

（４） 申請者が、第２２条第１項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

（５） 申請者が、第１９条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第２２条第１項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

（６） 申請者が、認可の申請前５年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（７） 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第１号、第２号又は前号に該当する者

ハ 第２２条第１項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ニ 第４号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前６０日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して５年を経過しないもの

３－７　（略）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）

　　　附　則

第４条　（略）

２　前項の規定により幼保連携型認定こども園を設置しようとする者（法人以外の者に限る。）に係る新認定こども園法第17条第２項の規定の適用については、「一　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」とあるのは、「一　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。　一の二　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」とするほか、必要的な技術的読替えは、政令で定める。

３　（略）